

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校運営ガイドライン

米沢市立三沢西部小学校 令和3年6月1日改訂

<ガイドライン策定、ならびに改訂の根拠となる通知等>

- ①文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～(2021.4.28 Ver 6)」
- ②文部科学省「合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(2020.12.10)
- ③山形県教育委員会「小・中学校等における新しい生活様式を踏まえた学校運営方法 685号」「体育の授業における留意事項」(2020.12.23)
- ④米沢市教育委員会「新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」(2021.5.13)
- ⑤文部科学省「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小・中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(2021.5.28)

【学校生活で常に気をつけること】

- 周りの人との距離「1m以上」(互いに手を伸ばしても当たらない距離)を確保する。
- 登校時から帰宅するまで、原則として、常にマスクを着用する。ただし、体育授業や学校での諸活動において、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクが高くなるおそれがあると判断した場合は、換気や児童間の距離を十分に保つなど、感染リスクを避けるための措置を講じながらマスクを外すように指導する。
※ マスクを外した場合は、他者と2m以上離れ、対面で話をしないように指導する。
- 小まめに手を洗う。30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。(手洗い前に「口・鼻・目」を触らない)(登校後・トイレ後・給食準備前後・清掃前後・下校前・鼻をかんだ後・教室に入る前・帰宅後)の手洗いの徹底)
- 水と石けんによる手洗いを励行し、手指用の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
- 鼻をかんだ時のティッシュ等を捨てる時は、フットペダル式の蓋付きのゴミ箱を使用する。

【登校前(登下校)・教室に入る前・朝の時間】

- 毎朝登校前に検温し、健康状態と合わせ「けん・おんカード」に記入し、それを持って登校する。学校にきたらカードを保健室に提出する。カード忘れや、検温を忘れた場合は、教室に入る前に保健室で検温する。
- マスクは登校時(家を出る時)から着用し、1m以上離れて1列で登校する。ただし、熱中症のリスクが高くなるおそれがあると判断した場合には、十分に間隔を取り、対面しての会話をしないよう十分指導したうえで、マスクを外して登下校するように指導する。下校の際は、着脱の判断後に児童全員に一齐に指導する。
- 登校後、昇降口で手指消毒をしてから校内に入る。教室は朝から常時窓を2か所開けて換気する。

【学 習】

- 教室での学習では、常にマスクを着用し、机の間の距離を確保し(1m以上)、対面にならない配置にする。
- 学習中は、対面になるような活動をできる限り少なくする。対面になる場合の対話は短時間で行う。
- 換気は常時行い、授業終了時には2方向の窓を全開にして行う。(冬季も窓の開け幅を調整し換気を行う)
- 学習用具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、使用前後の手洗いを徹底し、使用中はもちろん使用後の手洗い前に「口・鼻・目」を触らない。
- 学習中や休み時間に大声を出さないようにする。
- 教室移動は、1m以上離れて1列で移動する。
- 活動によっては、飛沫防止パネルを活用する。
- マウスシールドは、日常の学習中には原則使用しない。行事等の際に、限定的に使用することを検討する。
※ マウスシールドは、熱中症防止と、身体的距離の確保・発声量の多寡により使用の可否を判断する。

【休み時間】

※ 別紙「あそぶときのルール」を参照

- 外遊び、体育館での遊びはよい。休み時間は、グラウンド・体育館でもマスクを着ける。
※ただし、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日は、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。
- 外から教室に入る時、遊具・用具を触る前後、トイレの後に必ず手を洗う。
- 中間休み・放課後・学習活動の時も、グラウンド・体育館に出る時と戻る時に、必ず手洗い(消毒)をする。

【給 食】

- 机を1m以上離し前向きにそろえてから、全員手を洗い、白衣を着用する。
- 配膳は、当番の児童の健康観察と、感染防止対策を十分に行った上で、児童が配膳活動を行う。
- 食事の際は、マスクの表面を触らないように自分のマスク袋にしまう。
- 会食時は、机の距離をとり、換気を徹底し、対面で着席せず、会話を控える。飛沫防止パネルも活用する。
- 食べ終わった児童から歯磨きを行い、終わったら手を洗い、マスクをつける。その後、自分の分の食器を自分で戻す。歯ブラシとコップの衛生管理を徹底する。(歯磨きは、県・地域の注意警戒レベルが上がった時は中止する)

【清 掃】

- トイレ(便器)の洗剤による清掃は、児童は行わず、職員が行う。児童は、帚とワイパーによる掃き掃除と水場の清掃を行う。
- 清掃の前後に手を洗う(共有用具使用のため)。清掃中は、窓を開け、換気をしながら行う。

【自宅待機・早退】

- 登校前に、発熱(37.5℃以上、もしくは平熱との比較で判断)や「咳、喉の痛み等の風邪症状」がある場合は、学校に連絡のうえ登校を控え(出席停止扱い)、かかりつけ医、又は受診相談コールセンターに相談していただく。県・地域の注意警戒レベルが上がった時は、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
(※令和3年4月15日より継続中。期間等については、市教育委員から随時通知があります。)

- 在校時に熱がある場合（2回測定）や風邪症状・倦怠感が強い場合は、保護者に連絡し、早退の措置をとり、自宅で休養する。迎えを待つ場合は他の児童との接触を可能な限り避け（パーテーション）保健室で待機させる。

【職員による消毒】

- 特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ・蛇口など）は、職員が1日1回消毒する。
（※清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことで消毒に代替することは可能。）

【夏季の空調設備（クーラー）の使用・冬季の加湿器の使用について】

- 夏季は、マスクを着用しながら学習する際の熱中症予防としてクーラーを使用する。その際、窓を10cm²か所以上開放する。
- 暖房を使用する冬季は、各教室に加湿器を設置し湿度が下がらないようにする。室温が下がらない範囲で常時換気を行う。

【特に感染リスクを考慮することが必要な実技教科の実施方法】

文部科学省通知等に基づき、以下の「感染リスクを考慮することが必要な学習活動」は、米沢市の「地域感染レベル」（学校の行動基準のレベル）が「1」であれば、適切な感染症対策を行った上で実施する。

市の地域感染レベルが「2」の時は、リスクの高い活動は停止し、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。この場合「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施する。

また、山形県の注意警戒レベルが「4」以上の場合で、米沢市教育委員会から活動制限の指示があった場合は、活動を制限する。（現時点で学習活動制限の指示はなし。）

＜感染リスクを考慮することが必要な学習活動とリスク回避対策＞

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 → 身体的距離の確保・大声は出さない・短時間の交流・飛沫防止パネル
- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 → 密を避ける・飛沫防止パネルの活用
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 → 下記
- ④ 図画工作における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 → 身体的距離の確保
- ⑤ 家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 → 下記
- ⑥ 体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 → 下記

【体育】

- **運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日は、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外すこと。ただし、用具の準備や片づけなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。**

また、気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童がマスク着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。

- 十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合にはマスクを着用する。
- マスクを外した場合は、2m以上の距離をとる。マスクを着用する場合は1～2m以上を確保する。
- 運動種目の制限は特にないが、密集・接触する運動、近距離で組み合う運動は実施しない。
- 熱中症に留意する。水筒持参による補水、日陰での休憩に配慮する（夏季）。
- 体育科での水泳の授業については、米沢市の通知に基づいて実施する。

【音楽】

- 飛沫対策として、音楽室の全席に、飛沫防止パネルを設置する。学習活動中は常時換気を行う。
- 音楽での歌唱や行事での式歌を実施する場合は、マスクを着用のうえ、身体的距離を確保する（2M）。
- リコーダーの演奏は個人練習を基本とする。個別の飛沫防止パネルを使用し、常時換気の上、児童の間隔を2M以上の距離をとって演奏する。対面しないような位置で演奏する。

※ 米沢市の地域感染レベル（学校の行動基準）が「2」になれば、リコーダーの学習は実施しない。

- 現在、音楽室の机は2m間隔を保っている。基本的に机の場所で歌唱・演奏してよいが、リコーダーの個別練習の時は、さらに身体的距離をとるために、音楽室・ラーニングルーム・理科室に分かれて練習する（各特別教室にも飛沫防止パネルを設置）。教室では演奏しない。
- 鍵盤ハーモニカの学習は、当面、マスク着用の上、同サイズの電子鍵盤楽器（一人一台）を代替使用する。
- 楽器を使用する時は、事前事後の2回の手洗いと、他の児童の楽器には触らないことを指導する。
- 極端に大きな声、リコーダーでの極端に大きな音を出さないように指導する。

【家庭科】

- 調理実習は、手洗いの徹底とマスク着用の上、飛沫防止パネルを設置し、密にならずに実施する。
- できるかぎり、自分の分を自分で調理し試食する。または、自分の分を取り分けてから試食を始める。マスクを外したら、取り分けや共有、交換をしない。
- 家庭科室で試食をするときは、飛沫防止パネルを設置し、給食の時と同様の感染症対策を行う。
※ 米沢市の地域感染レベル（学校の行動基準）が「2」になれば、調理実習は実施しない。